○下妻市水道事業給水条例施行規則

平成１０年３月３１日

水管規則第２号

下妻市水道事業給水条例施行規則（昭和５５年下妻市水道事業管理規則第１号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この規則は、下妻市水道事業給水条例（平成１０年下妻市条例第１８号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第２条　条例第２条に定める給水区域内においても、配水管の布設していないところ又は特殊な地形から給水することが著しく困難と認められるところでは給水をしないことがある。ただし、給水を受けようとする者が管理者の定める工事費を負担するときは、この限りでない。

（代理人の届出）

第３条　条例第１４条の規定による代理人の選定又は変更の届出は、代理人選定（変更）届（様式第１号）による。

（管理人の届出）

第４条　条例第１５条の管理人の選定又は変更の届出は、管理人選定（変更）届（様式第２号）により当該関係人の連署をもって行うものとする。

（給水装置の構成等）

第５条　給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成するものとする。

２　給水装置には、止水ます、水道メーター（以下「メーター」という。）、メーターますその他付属用具を備えなければならない。

（給水管及び給水用具の指定）

第６条　条例第８条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。

(1)　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から３０センチメートル以上離れていること。

(2)　配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3)　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(4)　水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5)　凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な装置が講ぜられていること。

(6)　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(7)　水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

２　条例第８条の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1)　工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第１９条第１項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第１７条第１項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

(2)　製品が水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号。以下「政令」という。）第４条に適合することを認証する機関がその品質を認証したもの

(3)　製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第４条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

３　前項の規定にかかわらず、施行技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前各項の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。

４　管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

（給水管の口径）

第７条　給水管の口径は、当該給水装置の用途別所要水量及び同時使用率等を考慮して、その大きさを決めなければならない。

（給水管埋設の深さ）

第８条　給水管は、公道内の車道及び歩道部分並びに私道内においては６０センチメートル以上、私有地においては３０センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、特に必要と認められたときは、埋設の深さを加減することができる。

（受水槽の設置等）

第９条　給水管の口径に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所には受水槽を設置しなければならない。

２　給水管には、ポンプを直結させてはならない。

（簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第９条の２　条例第３９条第３項の規定による簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、茨城県安全な飲料水の確保に関する条例施行規則（昭和５５年茨城県規則第７４号）に定める管理基準に準じた管理及び給水栓における水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する水質検査の実施に努めなければならない。

（メーターの設置）

第１０条　メーターは、その点検が容易に行うことができ、常に乾燥していて、かつ、損傷の危険のない箇所に水平に設けなければならない。

（危険防止等の措置）

第１１条　給水装置末端の用具は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのないものでなければならない。

２　給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある管と直結させてはならない。

３　水洗便器に給水する給水装置にあっては、真空破壊装置を備えた洗じょう弁を設置し、かつ、給水を受ける便器は、逆流の防止に有効な措置を講じてなければならない。

４　給水管は、水撃作用を生じやすい用具又は機械と直結させてはならない。

５　給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

６　給水管を２階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

（給水管防護の措置）

第１２条　開きょを横断して給水管を配管するときは、原則としてその下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、容易に損傷しないよう給水管防護の措置を講じなければならない。

２　軌道下その他振動又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

３　給水管を凍結のおそれのある箇所に配管するときは、防寒装置を施さなければならない。

４　酸、アルカリ等又は電気によって侵されるおそれのある箇所に給水管を配管するときは、防食の装置その他必要な措置を講じなければならない。

５　給水管を前４項のほか悪影響を受けやすい箇所に配管するときは、必要に応じて有効な防護措置をしなければならない。

（給水装置の新設等の申込）

第１３条　条例第５条の規定による申込みは、給水装置工事申込書（給水装置台帳）（様式第３号）によるものとする。

（支分引用者への通知）

第１４条　支分引用のある給水管の所有者は、当該給水装置を改造し、又は撤去しようとするときは、支分引用者に通知しなければならない。ただし、当該給水装置の改造又は撤去について、あらかじめ支分引用者の承諾を得ている場合は、この限りでない。

（給水工事費の算出）

第１５条　条例第９条第１項各号に定める工事費の算出は、次のとおりとする。

(1)　材料費は、管理者が定める材料単価に使用材料の数量を乗じて得た額とする。

(2)　運搬費は、管理者が定める運搬費用表に掲げる額とする。

(3)　労力費は、管理者が定めるところにより、工種別の賃金に標準定率を乗じて得た額とする。

(4)　道路復旧費は、当該道路管理者が定めた額とする。

(5)　間接経費は、共通仮設費及び現場管理費とする。

（工事事業者が施行する工事）

第１６条　指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）は、給水装置工事を施行しようとするときは、あらかじめ給水装置工事申込書（給水装置台帳）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

２　指定工事業者は、給水工事を施行するときは、前項の承認を受けた工事承認証（様式第５号）を現場に掲示し、かつ、管理者の指示に従って誠実に施行しなければならない。

（設計変更等の届出）

第１７条　前条第１項の承認を受けた者がその設計を変更し、又は当該工事を中止しようとするときは、直ちに給水装置工事設計変更（工事中止・申込取消）届（様式第６号）を管理者に提出しなければならない。

（竣工検査）

第１８条　指定工事業者は、給水装置工事の竣工検査を受けようとするときは、第１６条第１項の承認を受けた給水装置工事申込書（給水装置台帳）を付した工事竣工検査申請書（様式第８号）を竣工の日から５日以内に、管理者に申請しなければならない。

２　指定工事業者は、竣工検査の結果、管理者から手直しを要求されたときは、指示された期間内にこれを行い、あらためて管理者の竣工検査を受けなければならない。

（修繕工事の届出）

第１９条　指定工事業者は、給水装置を修繕したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。ただし、使用水量に影響のないものについては、毎月末日にその月分をまとめて届け出ることができる。

（給水装置使用材料）

第２０条　管理者は、条例第７条第２項に定める設計審査又は工事検査において、指定工事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が政令第４条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（給水の申込）

第２１条　条例第１３条に規定する給水の申込みは、給水装置使用開始（中止・廃止）届（様式第９号）の提出をもって行う。

（工事の保証期間）

第２２条　市が施行した給水装置工事については、その引渡し後６箇月以内に破損したときは、これを補修し、その費用を市が負担する。ただし、その破損が給水装置の使用者又は所有者の故意又は過失による場合は、この限りでない。

（届出の様式）

第２３条　条例第１８条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる様式により、その前日までに届け出なければならない。

(1)　給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするとき。　給水装置使用開始（中止・廃止）届

(2)　給水装置の用途を変更するとき。　給水装置用途変更届（様式第１０号）

(3)　消火演習に私設消火栓を使用しようとするとき。　私設消火栓演習使用届（様式第１１号）

(4)　給水装置の使用者に変更があったとき。　給水装置使用者変更届（様式第１２号）

(5)　給水装置の所有者に変更があったとき。　給水装置所有者変更届（様式第１３号）

(6)　共用給水装置の使用世帯数又は箇所数に異動があったとき。　共用栓使用者（世帯数・箇所数）異動届（様式第１４号）

(7)　私設消火栓を消火に使用したとき。　私設消火栓使用届（様式第１５号）

（立入検査の身分証明書）

第２４条　給水装置の検査に従事する場合は、身分証明書（様式第１６号）を携行しなければならない。

（私設消火栓の使用）

第２５条　私設消火栓に、メーターを設置しなければならない。この場合において、管理者は、条例第２３条第３号に定めるメーター使用料を徴収するものとする。

（給水装置及び水質の検査）

第２６条　条例第２１条の検査の請求は、あらかじめ給水装置・水質検査請求書（様式第１７号）により管理者に請求するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話又は口頭により請求することができる。

２　前項の検査は、請求者立会いのもとにこれを行う。

（章標）

第２７条　給水装置の使用者は、市が交付する章標（様式第１８号）を門戸その他見やすい箇所に掲示しなければならない。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、旧規則の規定によりなされた届出、請求その他の手続きは、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付　則（平成１５年水管規則第１号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

付　則（平成１７年水管規則第１号）

この規則は、平成１８年１月１日から施行する。

付　則（平成２３年水管規則第１号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

付　則（令和３年水管規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

代　理　人　選　定　(変更)　届

給水装置の設置場所	
種別	専用栓(　)　・共用栓・私設消火栓
水栓番号	栓　第　　号
代理人の住所氏名	

上記のとおり代理人を選定(変更)したのでお届けします。

下妻市長　　様

年　　月　　日

住　所

給水装置所有者

氏　名

様式第2号(第4条関係)

管　理　人　選　定　(変更)　届

給水装置の設置場所	
種別	専用栓(　)　・共用栓・放任栓・私設消火栓
水栓番号	栓　第　　号
管理人の住所氏名	

上記のとおり管理人を選定(変更)したのでお届けします。

下妻市長　　様

年　　月　　日

共　有
給水装置　　者(連署)
共　用

様式第３号（第１３条、第１６条、第１８条関係）

給水装置工事申込書（給水装置台帳）

設計審査	課　長	課長補佐	係　長	審査(係)	受　付

竣工検査	課　長	課長補佐	係　長	審査(係)	検 査 員

(申込先)下妻市長 様

加入番号 No.	設置場所 下妻市＿＿＿＿＿＿＿＿	受付	許可	竣工検査

申込者

住所　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、本申請における給水装置工事の一切を右記の指定給水装置工事事業者に委任し、以下について承諾します。

１．既設管への接続を伴う給水装置工事の場合、水圧検査等による、水道管及び建物等の破損の損害は一切私の負担とします。

２．宅内布設の水道管及び水道施設による問題は、私の負担により解消します。

３．乙止水栓以降の給水装置(水道メーターを含む)について、善良な管理者の注意をもって管理いたします。

指定給水装置工事事業者　指定番号　第　　号

所在地

事業者名

代表者氏名

連絡先

道路横断分にかかる給水管(取出し管)についての管理委任

本申請における本管から宅内乙止水栓までの止水栓筐を除く給水装置についての管理を下妻市に委任します。なお、今後これに関する利害関係に異議の申立てをいたしません。

氏名

利害関係者の同意※1		
	道路縦断分にかかる水道施設の下妻市への寄付	住所 氏名
	土地所有者の水道管埋設に関する承諾	住所 氏名
	家屋所有者の水道管布設に関する承諾	住所 氏名

加入口径（申込口径）

φ　　mm

工事種別　□新規　□撤去　□改造　□その他（　　）

道路種別　□市　□国　□県　□その他（　　）

その他の受付書類

□所有者変更　□口径変更

□土地家屋使用承諾書　□その他

（　　）

備考：

給水装置工事使用部材 ※2竣工時、変更の際は朱書きにて修正してください。

品　　目	形　状　寸　法	数　　量

上記使用部材は、JIS、JWWA及び第三者認証品です。給水装置工事主任技術者

登録番号　第　　号　氏名

案内図

竣工検査等市記入欄

納付金額明細

設計審査手数料	円	:	:
竣工検査手数料	円	:	:
占用手数料(　　)	円	:	:

※1 署名または記名・押印してください。

様式第5号(第16条関係)

工　事　承　認　証

承認No.＿＿＿＿＿＿

工事種別　新設　修繕
改造　撤去

工事申込者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事場所
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施　行　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事代理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付けで申請のあった工事を承認します。

年　　月　　日

下妻市長　　印

様式第6号(第17条関係)

給水装置工事設計変更(工事中止・申込取消)届

申込受付年月日 及び番号	年　　月　　日　　第　　号
工事種別	新設・改造・撤去・修繕
工事場所	
工事代理人 住所氏名	(電話　　番)
設計変更の場合 の変更要点	
設計変更の場合 の現場立会人 氏名	

上記のとおり給水装置工事の設計変更(工事中止・申込取消)をしたいのでお届けします。

下妻市長　　様

年　　月　　日

申込者　住　所

氏　名

様式第8号（第18条関係）

工事竣工検査申請書

工　事　名	
工　事　場　所	宅給水工事
使　用　材　料	別紙のとおり
工　事　検　査 手数料の有無	

上記の工事が竣工いたしましたので、下妻市水道事業給水条例第7条により検査くださるよう申請いたします。

下妻市長　　様

年　　月　　日

申請者　住　所

氏　名

様式第9号(第21条、第23条関係)

給水装置使用開始(中止・廃止)届

給水装置の設置場所	
種別	専用栓(　　)・共用栓・放任栓・私設消火栓
水栓番号	栓第　　号
使用開始(中止廃止)の年月日	年　　月　　日

上記のとおり給水装置の使用を開始(中止・廃止)したいのでお届けします。

下妻市長　　様

年　　月　　日

給水装置所有者　住　所

又は使用者　氏　名

様式第10号(第23条関係)

給水装置用途変更届

<table>
<tr><td colspan="2">給水装置の設置場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">水栓番号</td><td>栓第　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">用途別</td><td>新</td><td></td></tr>
<tr><td>旧</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記のとおり給水装置の用途を変更したのでお届けします。
下妻市長　　様
年　　月　　日
給水装置使用者　住　所
氏　名</td></tr>
</table>

様式第11号(第23条関係)

私設消火栓演習使用届

消火栓の設置場所	
消火栓番号	消火栓　第　　号
使用日時	年　　月　　日　午　前/後　　時から10分間

上記のとおり消火栓を演習に使用したいのでお届けします。

下妻市長　　様

年　　月　　日

消火栓使用者　住　所

氏　名

様式第12号(第23条関係)

給水装置使用者変更届

給水装置の設置場所	
水栓番号	栓第　　号
給水装置の種別	専用栓(　)・共用栓・放任栓・私設消火栓
給水装置旧使用者の住所氏名	
変更年月日	年　　月　　日

上記のとおり給水装置の使用者を変更したいのでお届けします。

下妻市長　　様

年　　月　　日

給水装置使用者　住　所
氏　名

様式第13号(第23条関係)

給水装置所有者変更届

給水装置の設置場所	
水栓番号	栓第　　号
給水装置の種別	専用栓(　)・共用栓・放任栓・私設消火栓
給水装置旧所有者の住所氏名	
変更年月日	年　　月　　日

上記のとおり給水装置の所有者を変更したいのでお届けします。

下妻市長　　様

年　　月　　日

給水装置所有者　住　所
氏　名

様式第14号(第23条関係)

共用栓使用者(世帯数・箇所数)異動届

給水装置の設置場所		
水栓番号	栓第　　号	
世帯数	旧　　世帯	新　　世帯
箇所数	旧　　箇所	新　　箇所

上記のとおり使用者(世帯数・箇所数)に異動があったのでお届けします。

下妻市長　　様

年　　月　　日

新使用者

代 理 人

様式第15号(第23条関係)

私　設　消　火　栓　使　用　届

消火栓の設置場所	
消火栓使用の日時	年　月　日　午前/後　時　分から午前/後　時　分まで
使用の対象	番地　方に発生した火災消火のため

上記のとおり消火栓を消火に使用したのでお届けします。

下妻市長　様

年　月　日

消火栓使用者　住　所

氏　名

様式第16号(第24条関係)

(表)

No.

下妻市水道事業所

職

氏　名

年　　月　　日生

身　分　証　明　書

下妻市長　　印

年　　月　　日発行

(有効期間1年)

(裏)

水　道　法　抜　粋

(給水装置の検査)

第17条　水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2　前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第17号(第26条関係)

給水装置・水質検査請求書

給水装置の設置場所	
水栓番号	栓第　　号
検査の種別	給水装置の機能・水質

上記のとおり給水装置の機能・水質の検査を願いたく請求いたします。

下妻市長　　様

年　　月　　日

請求者　住　所
　　氏　名

様式第18号（第27条関係）

様式第１号（第３条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第１３条、第１６条、第１８条関係）

様式第４号　削除

様式第５号（第１６条関係）

様式第６号（第１７条関係）

様式第７号　削除

様式第８号（第１８条関係）

様式第９号（第２１条、第２３条関係）

様式第１０号（第２３条関係）

様式第１１号（第２３条関係）

様式第１２号（第２３条関係）

様式第１３号（第２３条関係）

様式第１４号（第２３条関係）

様式第１５号（第２３条関係）

様式第１６号（第２４条関係）

様式第１７号（第２６条関係）

様式第１８号（第２７条関係）